

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和6年2月13日(火)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後2時7分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 淵 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平	
	委員 千葉 大作		委員 小野寺 道雄	
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
	議員 武田 ユキ子			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	三浦事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷局長補佐兼調査係長、栃澤局長補佐兼議事係長			
出席説明員	千葉総務部長、佐々木主査			
本日の会議に付した事件	(1) 令和6年第109回2月通常会議の運営について (2) その他			
議事の経過	別紙のとおり			

議会運営委員会記録

令和6年2月13日

(開会 午後1時30分)

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。

全員の出席ですので、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議には、当局より総務部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりです。

1、付議事件等について、事務局から説明させます。

三浦事務局長。

事務局長 : それでは、1の付議事件等について、説明いたします。

(1)市長提案は23件です。

内訳を申し上げます。

報告2件は、条例の一部を改正する条例の専決処分です。

条例8件は、一部改正が7件、廃止が1件です。

予算12件は、補正予算が1件、一般会計及び特別会計、公営企業会計の当初予算が11件です。

その他1件は、市道路線の認定及び廃止です。

資料の1ページから2ページに議案件名表を添付しております。

詳細につきましては、この後、総務部長から説明がございます。

次に、(2)請願審査終了報告が1件です。

総務常任委員会に審査を付託した請願第1号の審査終了報告であります。

審査結果は、不採択とすべきものとの報告です。

(3)令和6年度施政方針は市長、(4)令和6年度教育委員会教育行政方針は教育長よりそれぞれ表明の申出がございました。

なお、請願及び陳情は、2月9日正午までに受理した案件はございませんでした。

付議事件等については、以上です。

委員長 : 次に、市長提出議案について、総務部長から説明願います。

千葉総務部長。

総務部長 : それでは、令和6年市議会定例会第109回2月常会議の件名表を御覧願います。

第109回2月通常会議提出議案については、ただいま事務局長から説明がございました市長提案23件でございますが、条例のうち、一部改正7件でございますが、そのうち1件については先議をお願いいたします。

また、補正予算1件でございますが、こちらについても先議をお願いします。

次に、議案の概要を説明いたします。

報告第1号については、地方公営企業法において準用している地方自治法の職員の賠償責任の規定について、同法の改正に伴い、条例中の引用条項を改めるため、一関市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び一関市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を市長専決条例の規定により専決処分したので、報告するものであります。

報告第2号については、水道法の改正により、水道整備などの所管が厚生労働省から国土交通省に移管されることに伴い、条例中で引用する用語を改めるため、一関市水道事業給水条例の一部を改正する条例を市長専決条例の規定により専決処分したので、報告するものであります。

議案第3号、一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この改正により条例中の引用規定を改めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

議案第4号、一関市室根地区会館条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年3月末日をもちまして室根田茂木地区コミュニティセンターを廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第5号、一関市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、戸籍法の改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されたことから、所要の改正をしようとするものであります。

なお、本議案については先議をお願いいたします。

議案第6号、一関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、内閣府令の改正に伴い、特定教育・保育施設における運営規程の概要などの重要事項の掲示方法などについて、所要の改正をしようとするものであります。

議案第7号、一関市病後児保育室条例を廃止する条例の制定については、病児保育事業を実施する施設を新たに設置したことから、平成30年7月から休止しておりました一関市病後児保育室を廃止しようとするものであります。

議案第8号、一関市道路占用料条例及び一関市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、岩手県の道路占用料の額の改定に準じて、市道の占用料の額等について、所要の改正をしようとするものであります。

こちらについては、予算審査特別委員会への付託となります。

議案第9号、一関市手数料条例及び一関市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、建築基準法施行規則及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

こちらについても、同じく、予算審査特別委員会への付託という予定でございます。

続きまして、議案第10号、一関市水道事業経営審議会条例等の一部を改正する条例の制定については、本年4月の上下水道部の組織の見直しに伴い、一関市水道事業経営審議会ほか2つの審議会の庶務を担当する課を改めようとするものであります。

議案第11号、令和5年度一関市一般会計補正予算（第12号）についてでございますが、住民税非課税世帯等支援給付金給付事業費及び障害者地域生活支援事業費の増額など、

所要の補正をしようとするものでありますが、こちらは先議でお願いいたします。

主な事業内容について、補正予算の概要により説明をさせていただきます。

補正予算の概要でございますが、補正予算の概要の2ページを御覧願います。

3款1項1目社会福祉総務費の住民税非課税世帯等支援給付金給付事業費については、低所得世帯への支援策として住民税非課税世帯等に給付金を給付するものであり、本補正予算では補正予算第8号、こちらは12月通常会議の先議でございましたが、こちらで1世帯当たり7万7,000円の給付を行った住民税均等割が非課税である世帯に対して、子供加算として世帯員である18歳以下の児童1人につき5万円の給付金を、令和5年度分の住民税均等割のみ課税がなされる世帯に対して1世帯につき10万円の給付金、及び同じく子供加算として同世帯の世帯員である18歳以下の児童1人につき5万円の給付金を給付するため、給付金及び給付に係る事務費を増額しようとするものであります。

次の2目障害者福祉費の障害者地域生活支援事業費については、障害者相談支援事業の委託先である8法人に対して、未払いとなっている平成30年度から令和4年度までの委託料に係る消費税相当額を支払うため増額しようとするものであります。

次の6目医療費助成事業費の乳幼児医療給付費から3ページとなりますが、ひとり親家庭等医療給付費までの各医療給付費については、受診件数の増加などにより、当初の想定を上回る給付が見込まれることから、年度内の給付に対応するため各医療給付費を増額しようとするものであります。

4ページを御覧願います。

同じく、6目医療費助成事業費の医療費助成事務費については、給付事務に係る取扱い件数の増加が見込まれることから、岩手県国民健康保険団体連合会が行う審査、集計の事務に係る委託料などを増額しようとするものであります。

6款1項3目農業振興費の機構集積協力金については、農地の集積実績の増加により、当初の想定を上回る申請が見込まれることから、協力金を増額しようとするものであります。

それでは、議案件名表にお戻り願います。

議案第12号から議案第18号、それぞれ一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、都市施設等管理特別会計、工業団地整備事業特別会計、市営バス事業特別会計及び浄化槽事業特別会計については、一般会計予算及び特別会計予算について定めようとするものであります。

次に、議案第19号から議案第22号、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計については、各事業会計予算について定めようとするものであります。

議案第23号、市道路線の認定及び廃止については、泥田7号線ほか1路線の認定及び大洞地第4支線ほか1路線の廃止をしようとするものであります。

議案の説明は以上であります。

よろしくお願いたします。

委員長 : 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で、質疑を終わります。

次に、2の審議要領等について、事務局から説明願います。

三浦事務局長。

事務局長 : それでは、資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

2の審議要領等の案について、説明をいたします。

(1)今通常会議の会議期間は、2月20日、火曜日から3月14日、木曜日までの24日間となります。

別冊資料の3ページ、令和6年一関市議会定例会第109回2月通常会議日程表(案)をお開き願います。

初日の2月20日、火曜日は、本会議、予算審査特別委員会を予定しております。

21日、水曜日が代表質問及び一般質問、22日、木曜日、翌週の26日、月曜日が一般質問となります。

27日、火曜日は、予算審査特別委員会総括質疑の通告締切日となっており、締切時間は正午となります。

3月1日、金曜日、翌週の4日、月曜日の2日間が予算審査特別委員会の総括質疑となります。

5日、火曜日、6日、水曜日の2日間は、午前9時から予算審査特別委員会分科会となります。

7日、木曜日から11日、月曜日までの5日間は、議案思考及び分科会記録作成、分科会委員長報告書の調整のため休会となります。

なお、分科会の会議記録の送付は、10日、日曜日を予定しており、タブレットへの掲載とさせていただきます。

12日、火曜日は、午前10時から予算審査特別委員会を開会し、分科会委員長報告を行います。

また、同日は、質疑通告及び討論通告並びに発議案の提出の締切日となっており、締切時間は正午となります。

13日、水曜日は、午前10時より議会運営委員会を予定しており、追加議案及び最終日、本会議の議案審議要領等について御協議をいただきます。

14日、木曜日が最終日となり、本会議を予定しております。

以上が2月通常会議の日程案となります。

次に、(2)代表質問、一般質問であります。代表質問は4名、一般質問は14名となります。

資料の8ページから13ページに各会派等から報告のありました質問者数報告書の写しを添付しております。

次に、7ページの進行予定表をお開き願います。

質問の順番といたしましては、清和会、一関みらい、輝郷会、日本共産党一関市議団、一関市議会公明党、会派に属さない議員の順となります。

1 日目は、代表質問及び一般質問となります。

2月21日、水曜日は、6名を予定しております、終了を午後3時40分と見込んでおります。

2月22日、木曜日は、6名を予定しております、終了を午後4時20分、2月26日、月曜日は、6名を予定しております、終了を午後4時00分と見込んでおります。

なお、タブレットに質問通告書一覧を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

お戻りいただきまして、(3)の先議案であります議案第5号及び第11号は、初日の審議となります。

報告と先議案以外の議案であります議案第3号、第4号、第6号、第7号、第10号、第23号の6件については、初日の本会議で上程し、提案理由及び補足説明を求めた後、委員会付託を省略し、最終日の3月14日に再上程し、審議を行います。

(4)令和6年度当初予算及び関連議案であります議案第8号及び第9号、議案第12号から第22号までの13件は、初日に上程し、提案理由の説明を求めた後、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

予算審査特別委員会の設置についてであります。ア、特別委員会を2月20日、火曜日の本会議終了後に開催し、正副委員長の互選を行い、3月12日、火曜日までに審査を終えるものといたします。

イ、総括質疑は、3月1日、金曜日、3月4日、月曜日の2日間で、質疑時間は、質疑、答弁を含め35分以内となります。

ウ、総括質疑の通告締切りは2月27日、火曜日、正午となります。

エ、総括質疑終了後、常任委員会単位の分科会を設置し、所管に係る審査を行います。分科会での採決は行いません。

オ、3月14日、木曜日の本会議における特別委員長報告に対する質疑は、省略するものといたします。

(5) 請願につきましては、本日から3月12日、火曜日、正午までに提出があったものにつきましては、最終日に所管の常任委員会に付託となります。

(6) 最終日に再上程される6件の議案に対する質疑及び討論通告並びに発議案の提出締切りは、3月12日、火曜日の正午となります。

提出いただいた議案に対する質疑通告書は、サイドボックスに掲載し、議員の皆様にお知らせをいたします。

なお、発議案に対する討論につきましては、発議は3月13日、水曜日の議会運営委員会でお示しすることになりますことから、討論をされる場合は、同日13日の午後4時までに通告願います。

次に、(7)議事日程第1号につきましては、資料の5ページ、第109回2月通常会議議事日程第1号(案)を御覧願います。

開会后、諸般の報告を行います。

議事に入りまして、日程第1、会議録署名議員の指名であります。2月通常会議は4名で、6番、佐藤真由美議員、7番、佐々木久助議員、16番、岡田もとみ議員、17番、小山雄幸議員となります。

日程第2、会議期間の決定であります。2月20日から3月14日までの24日間としてお諮りいたします。

日程第3、請願第1号を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行います。なお、審査報告は、不採択とすべきものとの報告です。

日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号、以上2件を一括議題とし、報告を求めます。

質疑を行い、報告は終わり採決は行いません。

日程第6、議案第5号及び日程第7、議案第11号は、先議案です。

個別の議題とし、提案理由の説明及び補足説明を求め、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。

日程第8、市長より施政方針の表明があります。

なお、施政方針の全文については、表明の後、当日中にタブレットに掲載する予定としております。

日程第9、教育長より教育委員会教育行政方針の表明がございます。

全文は、既にタブレットに掲載してございます。

日程第10、議案第8号から日程第22、議案第22号まで、以上13件を一括議題とし、提案理由の説明の後、議長発議で議長を除く24名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

日程第23、議案第3号から日程第28、議案第23号まで、以上6件は初日に上程し、提案理由の説明及び補足説明を行い、委員会付託を省略し、最終日に再上程するものです。

まず、日程第23、議案第3号から次のページ、日程第27、議案第10号まで、以上5件を一括議題とします。

次に、日程第28、議案第23号を議題とします。

以上が、議事日程第1号（案）でございます。

なお、本会議における採決のうち、表決システムによる採決について、一部議長の議事次第書を変更したいというように考えております。

別紙1の採決時の議事次第書の変更についてを御覧いただきたいと思っております。

表の左側、変更前において、太い文字の部分でございますけれども、真ん中ら辺です。

採決は、「表決システムにより」と採決の都度発言しておりましたが、今後は、表の右側、変更後においては、最初の採決の前に、「採決は、日程第1から日程第30まで、表決システムにより行います。」と宣言し、表決システムにより行う旨について、採決ごとの宣言は行わないということといたしたいと考えております。

最後に、予算審査特別委員会分科会におきまして、例年と同様に委員会室に入る職員の数減らすため、委員会室にカメラを設置し、各部長室のモニターで分科会の様子を把握できるようにする予定としてございます。

必要の都度、連絡員として職員が出入りすることがありますので、よろしくお願いをいたします。

2の審議要領等につきましては、以上でございます。

御協議をお願いいたします。

委員長：質疑を行います。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で、質疑を終わります。

審議要領等については、ただいま説明のとおりとすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、ただいまの説明のとおり運営することといたします。
千葉総務部長にはお忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。

（総務部長 退席）

委員長：次に、3のその他に入ります。

令和6年度議会費予算の概要について、事務局より説明願います。
三浦事務局長。

事務局長：それでは、令和6年度の議会費の予算の概要について、御説明を申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思えます。

説明のほうは前年度と比較して増減額が大きい事項、それから例年とは異なる事項、その部分を中心に説明をしてまいりたいと思えます。

令和6年度議会費予算額の資料を御覧ください。

この資料の見方ですけれども、表の一番上の左側に節、その右側に細節がございまして、3列目に事業の名称が記載してございます。

1款1項1目議会費には、負担金事業も含めて15の事業がございまして、その15の事業を予算の細節にまとめた資料が本資料でございまして。

まず、令和6年度からの議員報酬改定に伴いまして、増額となります部分について御説明いたします。

1節の議員報酬ですが、前年度比1,578万円増、3節の議員期末手当が623万円、4節の議員分の社会保険料が210万円の増額となっております。

議員報酬の増額に伴いまして、241万1,000円が増額というようになってございます。

改定額につきましては、1節議員報酬の右側、増減理由等に記載しておりますので、御確認をいただきたいと思えます。

次に、10節の需用費の印刷製本費を御覧いただきたいと思えます。

下から2行目でございます。

議会報作成費ですが、前年度と比較しまして279万5,000円の減額となっております。

これについては、議会報作成費をこれまで編集業務分も含めて印刷製本費として計上していたものを、令和6年度からは、編集業務分と印刷製本分に分けて計上したことによるものでございます。

編集業務分につきましては委託料に計上しておりますが、印刷製本費と合わせますと議会報作成に係る経費は、前年度とほぼ変わらない金額となるものでございます。

分けて計上した理由につきましては、後ほど債務負担行為の説明の際に述べさせていただきます。

次に、12節委託料の一般事務費、事業欄で申しますと本会議・委員会等経費の欄を御覧いただきたいと思っております。

470万円の増額となっておりますが、これは全員協議会室のワイヤレスマイク、それからICレコーダーの更新をするための経費でございます。

平成21年度にワイヤレスマイクを更新しておりましたが、議員の皆様も御存じのとおり、時々会議中に音声伝わらない状態になることがございました。

耐用年数も大分経過していることから、今回更新するための経費を予算計上したものでございます。

次に、予算に関する説明書の債務負担行為に係る調書を抜粋した資料を御覧願います。

先ほどの議会報作成費を編集業務分と印刷製本分に科目を分けて計上した旨のお話をさせていただきました。

そのうちの編集業務分を議会報編集業務委託として債務負担しようとするものであります。

債務負担行為をすることによりまして、業者との複数年契約が可能となり、議会報のデザインの一貫性を保ちつつ、業者との信頼関係を築くことにより、さらに充実した内容の議会報作成が期待されるところであります。

そのほかの経費の増減につきましては、基本的に過去の実績を勘案した上での増減でございます。

簡単ですが、以上で説明とさせていただきます。

委員長：質疑を行います。

千葉委員。

千葉委員：先ほど議会費、議員の24名、それから議長と副議長をはじめ増額になっているのがあったのだが、共産党さんは反対討論をしているのだけれども、その兼ね合いはどのように捉えればいいのか。

増額した分は返納するの。

委員長：何か意見がありますか。

岡田委員。

岡田委員：特にありません。

委員長：千葉委員。

千葉委員：言うだけ言って、もらうべきはもらう。

それはちょっとおかしいではありませんか。

委員長：予算の内容のことです。いずれそのように予算編成されたという説明です。

千葉委員のおっしゃったことについては、この議会運営委員会の中でのお話ではないので、それについては別の場面でお話し願えたらと思いますけれども、いかがですか。

今の議会運営委員会については、令和6年度の予算が当局から示されたということで、20日から審議するという中身でございますので、共産党さん云々というより議員報酬についての考え方については、この議会運営委員会の中で論ずる話ではないのではないかなと思いますけれども、いかがですか。

千葉委員。

千葉委員：私は、常々、共産党さんは、市民の皆さんに対して、正直で真つ当な政治をなさっているというような表現で、いろいろな会報も出しておられます。

そうした中で、議員の報酬の増加に対して、アンケートを取って私は反対ですと正々堂々と論理を展開して、そして反対という立場を取っております。

その辺のところにおいて、やはり会派としてのけじめなるものもつけないことには駄目ではないか、ただのスタンドプレーであってはならないのではないかというように思いますので、本来、委員長が言うように、この場での発言にはふさわしくないかもしれませんが、今後、こういうことのないように、やはりきちっとした対応を岡田委員にはお願いしたいというような思いがあって、あえて発言をさせていただきました。

後は、私が今申し上げた文言を割愛するなり、何なりするのは結構ですけれども、こういった形もあるということをお含みにいただければ大変ありがたいと思うところでございます。

以上です。

委員長：御意見として伺っておきます。

そのほか皆さんから何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で、その他を終わります。

本日の委員会の協議事項は以上ですが、ほかに委員の皆さんからございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で予定した案件の協議を終わりました。

本日の協議事項につきましては、各会派等へお持ち帰りの上、御報告をお願いします。

また、追加議案等についての委員会は、3月13日水曜日、午前10時に開催する予定ですが、追加提出議案の説明のため、総務部長の出席を求めることにいたしますので、御

了承願います。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午後2時7分)